



令和8年4月2日

トラック事業者に対する行政処分(事業停止等)について

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく事業停止命令を行いましたので、お知らせいたします。

行政処分内容の詳細につきましては、別添のとおりです。

記

事業者名:株式会社 田山産業運輸

代表者:代表取締役 田山 克廣

事業者住所:北海道北斗市市渡476番地の1

営業所名:本社営業所

営業所住所:北海道北斗市市渡476番地の1

【 問い合わせ先 】

北海道運輸局自動車運送事業安全監理室

TEL : 011-290-2744

●行政処分等について

1. 行政処分年月日

令和8年3月18日

2. 事業者の氏名又は名称及び所在地

株式会社 田山産業運輸
北海道北斗市市渡476番地の1

3. 当該命令に係る営業所の名称及び所在地

本社営業所
北海道北斗市市渡476番地の1

4. 命令の内容

- ・本社営業所に係る事業の停止 7日間
(令和8年4月2日10時から令和8年4月9日10時まで)
- ・事業用自動車の使用停止 320日車
 - ① 5両:53日間(令和8年4月9日10時から令和8年6月1日10時まで)
 - ② 1両:55日間(令和8年4月9日10時から令和8年6月3日10時まで)
- ・文書警告

5. 監査の端緒及び違反行為の概要

「都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等からの通知又は通報により、法令違反の疑いがある事業者」を端緒に、令和7年7月16日および令和7年9月4日に北海道運輸局にて臨店監査を実施したところ、各種違反行為が判明したものを。

6. 違反事実及び違反条項

- (1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、乗務時間告示の遵守が不適切であったこと。【106日車】
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (2) 酒気を帯びた状態にある乗務員を乗務させたこと。【100日車】
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)
- (3) 疾病、疲労等のおそれのある乗務員を乗務させたこと。【45日車】
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (4) 飲酒運転防止に係る点呼の実施を怠っていたこと。【100日車】
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

- (5) 点呼の記録の記載事項等に不備があったこと。【警告】
（貨物自動車運送事業法第15条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）
- (6) 点呼の記録の改ざん・不実記載があったこと。【60日車】
（貨物自動車運送事業法第15条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）
- (7) 運行指示書を作成、指示又は携行していなかったこと。【警告】
（貨物自動車運送事業法第15条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項から第3項）

7. 違反点数の付与状況

当該命令により付された違反点数 42点
北海道運輸局管内における累積違反点数 42点

以下余白